

## ダイヤル 74-7007

# こちら 匝瑳市消費生活センターです。

消費生活センターでは、契約トラブル、 悪質商法、借金問題などの相談に、相 談員が無料でお応えします。

# 「クーリング・オフ」って何?

「クーリング・オフ」とは、一定期間内であれば、 無条件で契約を解除できる制度です。制度の利用は、 "訪問販売"や"電話勧誘販売"など、特定の定めが ある場合に限られます。

#### ◆クーリング・オフができる期間

契約書面を受け取った日を含めて8日間以内であれば、 サービス、修理や工事などの終了後でもクーリング・オフができます。書面を渡されていない場合や、記載内容 に不備がある場合は、8日間を過ぎていても可能です。

#### ◆クーリング・オフの方法

クーリング・オフは、次の方法で行ってください。 ○契約解除の内容を、必ずはがきなどの書面で通知する。 ※はがきに書く場合は、両面のコピーをとり「特定記録 郵便」など発信の記録が残る方法で送付する。 ○クレジット契約で購入した場合は、販売会社とクレジット会社の両方に通知する。

### ◆あきらめずにご相談を

消費生活センターでは、クーリング・オフの手続き方法を教えます。また、"クーリング・

クーリング・オフ通知の書き方は 消費生活センターまで!



オフができるかどうか分からない場合"や"クーリング・オフの期間が過ぎてしまった場合"でもご相談ください。 ※クーリング・オフは、自分から店舗へ出向いて購入した場合や、通信販売などで購入した場合はできません。

#### 匝瑳市消費生活センター

日時…原則 月・火・木・金曜日 9時~12時、13時 ~16時 場所…市役所3階産業振興課 ☎74-7007